

計画期間

平成25年度～平成37年度

浦幌町酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年6月

北海道浦幌町

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	2
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	2
2	肉用牛の飼養頭数の目標	2
III	酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標	3
1	酪農経営方式	3
2	肉用牛経営方式	4
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置	5
1	乳牛（乳肉複合経営を含む）	5
2	肉用牛	5
V	飼料の自給率の向上に関する事項	6
VI	生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	7
1	集送乳の合理化	7
2	肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	7
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	7
1	担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	7
2	その他必要な事項	7

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、本町の酪農及び肉用牛の持続的な発展のためには、多様化する消費者ニーズに対応し、安心・安全で高品質な牛乳、乳製品及び食肉の安定的な供給体制を確立する「生産体制の整備」を図る必要があります。

担い手の高齢化や後継者不足により畜産戸数がさらに減少することが予想されますが、畜産クラスターの取組等により、本町が有する恵まれた土地資源を活用した飼料基盤整備、新たな省力化機械の導入、法人化経営を推進し、酪農・畜産生産基盤の強化と収益性の向上を目指し、本町の基幹産業として益々発展させていくことが重要です。

酪農については、牛乳・乳製品の需給動向に配慮しながら、牛群資質、飼養管理技術の向上、草地の計画的更新による良質粗飼料の確保、性判別技術を活用した優良な乳用後継牛の確保、法人化経営の推進、TMR供給や分業化により生乳の安定生産とゆとりある酪農経営を確立します。

肉用牛については、畑作経営における遊休施設、堆きゅう肥の活用等を目的に肉専用種の導入を図ってきました。今後においても、地域の特性を生かした生産コストの低減を基本に、輸入牛肉や産地間競争に対抗できる品質のブランド化を一層促進するため、優良繁殖雌牛の計画的な導入・保留による繁殖性・産肉性の向上、肥育技術の向上による品質の高い牛肉の生産・販売、産地化による地域内一貫生産の推進から肉用牛生産の拡大と経営の安定を図っていきます。

家畜排せつ物は、貴重な有機質資源であることから、畑や草地へのリサイクル利用を基本に地力の維持・増進から自給飼料を増産し、自給飼料基盤に立脚した経営体の育成を図ります。また、資源循環型の酪農・肉用牛生産を進めることにより、生産コスト等の削減を推進するとともに環境負荷の少ない畜産経営の確立を推進していきます。

労働時間の過重が顕在化していますが、省力化機械の導入による作業の効率化を図るとともに、酪農ヘルパー、コントラクターや公共牧場の有効活用により労働負担の軽減につなげ、既存組織の機能維持・充実とともに新たな分業化組織の設立も視野に入れ、生産性の向上と担い手の育成・確保を推進し、ゆとりある農村生活の確立を目指します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成 25 年度）					目標（平成 37 年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
浦幌町	一円	頭 6,516	頭 4,244	頭 3,953	kg 8,844	t 34,961	頭 6,600	頭 4,300	頭 4,000	kg 9,100	t 36,400
合計		6,516	4,244	3,953	8,844	34,961	6,600	4,300	4,000	9,100	36,400

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成 25 年度）									目標（平成 37 年度）								
		肉専用種					乳用種等				肉専用種					乳用種等			
		肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		
浦幌町	一円	頭 7,492	頭 3,538	頭 1,230	頭 615	頭 5,383	頭 491	頭 1,618	頭 2,109	頭 8,200	頭 3,860	頭 1,500	頭 640	頭 6,000	頭 200	頭 2,000	頭 2,200		
合計		7,492	3,538	1,230	615	5,383	491	1,618	2,109	8,200	3,860	1,500	640	6,000	200	2,000	2,200		

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種その他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 (特徴となる取 組の概要)	経営概要				生産性指標										備考							
	経営 形態	飼養形態			牛		飼料					人										
		経営 形態	飼養 方式	外部化 方式	給与 方式	放牧 利用 面積 (ha)	経営牛 1頭当り 乳量 kg	更新 産次 産次	作付体 系及び 単収 kg	作付 延べ 面積 ※放牧 利用を 含む ha	外部化 (種 別)	購入国 産飼料 (種 別)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率		経営内 堆肥 利用割 合	生産コスト 生乳1kg当り 費用合計 (現状平均 規模との比 較)	経営牛 1頭当り 飼養 時間 hr	総労働時 間(主た る従事者 の労働時 間)	粗収入 万円	経営費 万円	農業所 得 万円
I スタンション 30頭	家族 複合	ST	公共 牧野	分離 給与	舎飼	8,600	5.0	混播 4,200	20	コンブ 刈	-	62	62	10	68	68	2,827 (1,488)	2,686	2,138	548	548	
II スタンション 60頭	家族	ST	公共 牧野	分離 給与	舎飼	8,600	5.0	混播 4,200	40	コンブ 刈	-	61	61	10	65	66	4,427 (2,347)	4,899	3,901	998	998	
III プリーストール 130頭	家族	FS	育成 預託	TMR	舎飼	8,600	5.0	混播 4,200	117	コンブ 刈	-	61	61	9	56	45	6,273 (2,280)	10,631	8,115	2,516	1,258	
IV プリーストール 700頭	法人	FS	育成 預託	TMR	舎飼	10,000	4.5	混播 4,200	534	コンブ 刈	-	58	58	9	49	30	26,835 (2,236)	67,192	53,910	13,828	1,660	

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組 の概要)	経営概要										生産性指標										備考				
	飼養形態				牛				飼料						人										
	経営 形態	飼養 頭数	飼養 方式	外部化	給与 方式	放牧 利用 (放牧 地面 積)	分娩間 隔	初産月 齢	出荷月 齢	出荷時 体重	作付体 系及び 単収	作付 延べ 面積 ※放牧 利用を 含む	外部化 (種 類)	購入国 産飼料 (種 類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥 利用割 合	生産コスト 子牛1頭当た り費用合計 (現状平均 規模との比 較)	子牛1 頭当た り飼養 労働時 間	総労働時 間(主た る従事者 の労働時 間)		粗収入	経営費	農業所 得	主たる 従事者 1人当 たり所 得
I 肉専用種 繁殖経営	家族 複合	50	牛房群飼 連動スタ ンション	-	分離 給与	7 (ha)	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	ヶ月 8.0	kg 去勢 253 雌 235	kg 混播 4000	ha 17	-	-	77	71	割 10	円(%) 311,715	hr 33	hr 1,547 (972)	万円 1578	万円 1153	万円 424	万円 424	
II 肉専用種 繁殖経営	家族 複合	100	牛房群飼 連動スタ ンション	-	分離 給与	24	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	ヶ月 8.0	kg 去勢 253 雌 235	kg 混播 4000	ha 56	-	-	79	79	割 10	円(%) 304,497	hr 20	hr 3,646 (2,012)	万円 3180	万円 2287	万円 893	万円 893	

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②	
				③総数	④うち成牛頭数		
浦幌町	現在	245	50	20.4	6,516	4,244	130.3
	目標		43		6,600	4,300	153.5

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

- ① 雄雌判別精液や受精卵移植技術活用による優良な乳用後継牛の確保を推進する。
- ② 乳検データ等の効率的な活用による繁殖・育成飼養管理技術の向上、低能力牛の淘汰、乳房炎等疾病予防に努め、個体乳量・乳質向上を図る。
- ③ 公共牧場の利用を促進し、育成牛の能力向上と労働力の省力化を図り、酪農ヘルパーやコントラクター等活用した作業の外部化、TMRを活用した牛群管理、労働軽減・労働環境の改善等を通じた省力化を推進する。
- ④ 法人化経営の推進やTMR供給・育成預託受入等の分業化を推進する。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数								
					総数	肉専用種				乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
肉専用種 繁殖経営	浦幌町	現在	245	38	15.5	3,992	3,630	3,089	1	540	362	0	362
		目標		30		4,630	4,130	3,560	0	570	500	0	500
肉専用種 肥育経営	浦幌町	現在	245	6 (2)	2.4	2,494	1,508 (299)	303 (36)	1,140 (36)	65	986	0	986
		目標		4 (2)		3,020	1,870 (300)	300 (30)	1,500 (30)	70	1,150	0	1,150
乳用種・ 交雑種肥 育経営	浦幌町	現在	245	3	1.2	1,006	245	146	89	10	761	491	270
		目標		2		550	0	0	0	0	550	200	350
合計		現在	245	47 (2)	19.2	7,492	5,383 (299)	3,538 (36)	1,230 (36)	615	2,109	491	1,618
		目標		36 (2)		8,200	6,000 (300)	3,860 (30)	1,500 (30)	640	2,200	200	2,000

(注) ()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

- ① 繁殖基盤の維持・強化及び耕種部門における堆肥やほ場副産物の有効活用を図るため、肉用牛導入による規模拡大及び複合経営を推進する。
- ② ほ場副産物や良質粗飼料の有効活用等による低コスト生産を促進するとともに、分業化や個々の経営における省力化を推進し、飼養管理技術の向上を図り、飼養規模の拡大を推進する。
- ③ 優良肉用牛育成農家を中核的リーダーとした、生産集団の充実を図り、飼養管理技術の研修を推進し、優良肉用牛の計画的導入による産地化を図る。
- ④ 地域の育成マニュアル遵守による優良肥育素牛のブランド化から所得確保を図る。
- ⑤ 和牛受精卵の活用により、乳牛からの和子牛生産の拡大を推進する。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	63%	75%
	肉用牛	43%	57%
飼料作物の作付延べ面積		4,357ha	4,760ha

2 具体的措置

(1) 飼料給与

公共牧場については、現在冬期舎飼、哺育育成等を実施しており個別経営の飼料自給率の向上や放牧による草資源の低コスト利用を図るため、一層の機能強化等による利用促進を図る。
また、ほ場副産物、未利用の有機性資源の活用について、検討をする。

(2) 飼料供給計画

畜産物の安定的供給と経営体質の強化を図るためには、国内外の情勢に対処し、需給動向の的確な対応とともに長期的な展望に立ち、良質かつ低コストな自給飼料の生産を拡大し飼料自給率の向上を図る。

- ① 家畜の糞尿の適正な土壌還元や計画的な草地更新・土壌診断による施肥改善、適期収穫調整などによる良質な粗飼料の確保に努める。
- ② サイレージ用とうもろこしの通年給与に向けた作付け面積の確保及び黄熟期以上の熟度が見込まれる地帯別品種の選定に努める。
- ③ 公共牧場は、個別経営の飼料自給率の向上や放牧による草資源の低コスト利用を図るため、積極的に利用の推進を図る。
- ④ 国産稲わらの利用については、情報提供等を積極的に行い検討する。
- ⑤ 飼料生産組織等の整備を推進し、自給飼料の生産拡大と安定的な供給体制を確立する。

(3) 飼料基盤の確保等

優良な飼料基盤の確保を図るため、計画的な草地更新、耕畜連携による交換耕作、担い手農家への農地の利用集積や団地化を推進する。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

経営の大型化に伴い、一台当たりのバルク容量の拡大により集乳の効率化を図る。なお、個々の経営規模に合わせたバルクの移転をスムーズに行うため、現在実施している農協貸付方式（リース事業）を継続する。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分	現在（平成 25 年度）						目標（平成 37 年度）					
	出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
		県内			県外			県内			県外	
		食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
肉専用種	頭 950	頭 150	頭 120	頭	頭 680	% 15.8	頭 1,270	頭 70	頭 180	頭	頭 1,020	% 5.5
乳用種	400	400				100.0	200	200				100.0
交雑種	640		96		544	0.0	800		120		680	0.0

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう

(2) 肉用牛の流通の合理化

優良繁殖雌牛の計画導入による繁殖性・産肉性の向上、肥育技術の向上及び素牛の流通コストを削減するため、繁殖から肥育までの地域内一貫生産の推進によるデータの集積による優良素牛の地域内保留を推進する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

- ① 効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した、高い技術を有した人材育成の取り組みを実施するとともに、農村部における高齢化が急速に進んでいることに鑑み、就農研修に対する支援など後継者の育成・確保に努める。
- ② 農業が所得水準、労働及び生産環境の面などで若者を引きつける魅力ある職業として確立することを基本に、農業・農村の魅力や多面的な役割について広く理解を深める。
- ③ 農外・道外等からの意欲的な新規参入希望者の受け入れ体制を更に整備し、生涯教育の観点に立った研修教育を通じ創造力豊かな人材を育成することにより、地域の活性化に努める。
- ④ 担い手のあり方として、経営計画から販売に至る経営全般を的確に管理していく経営管理能力、家畜の飼養管理等を的確に行う生産技術力、豊かな生活を楽しむ事が出来る生活力、地域社会に適應出来る能力を持つことが要求されるため、農業の多様性や生産性向上、経営改善への対応を効率的に行うために、担い手同士の連携強化に努める。
- ⑤ 労働負担の軽減を図るため、省力化機械の導入を推進するとともに、経営の効率化を図るため、農業協同組合を中心とした飼料生産組織等の整備などを行う。また、酪農ヘルパーを充実強化し労働時間の短縮、休日の確保を図るため積極的利用を推進する。

(2) その他必要な事項

① 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発・普及

乳用牛の改良については、泌乳能力の向上に加えて、乳製品等の需要動向に対応した生産を進めるとともに、安全な生乳生産が行われることを基本に粗飼料利用性や繁殖性の向上等による生涯生産性を伸ばすことで、生産コストの低減につながる改良を推進する。

特に受精卵移植技術、雄・雌産み分け技術の向上・普及に努める。

肉用牛の改良については、生産コストの低減と所得の確保を目標に、産肉能力や繁殖性の向上を基本に改良を進める。特に、枝肉情報等を活用し優良雌牛の地域内保留を推進する。

また、分娩監視や発情発見のためのICT等の技術の活用による適正な繁殖・飼養管理を行うことにより、生産性の向上を推進する。

② 家畜衛生及び畜産物の安全性の確保

酪農・肉用牛経営の生産性向上を図るため、畜舎の衛生管理の徹底を基本に、哺育・育成期における事故率の低下、乳房炎、生産病の低減及び防止に重点をおいて、自主的な衛生管理及び家畜保健衛生所、自衛防疫推進協議会等関係機関の指導の下に、自衛防疫を徹底して推進する。

なお、公共牧場の衛生対策については入牧前に各種予防注射を行うとともに、定期的な健康検査と適正な放牧群を構成する。又、食品の安全性に対する消費者の期待に応え、安全な畜産物の生産を推進するため、人畜共通伝染病の発生防止をはじめとして、動物医薬品飼料及び飼料添加物の適正使用の徹底に努める。

③ 家畜排せつ物の利用促進

家畜排せつ物の処理や適正利用を支援するため、簡易対応農家について、堆肥舎等施設整備を推進するとともに、耕畜連携が可能な地域においては、耕種農家の求める堆肥等の安定供給体制の整備による、家畜排せつ物の循環利用を推進する。

また、環境負荷の少ない畜産経営の確立を推進する。